

『団体等の皆さまへの法律説明会』の開催について (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)

平成28年12月9日、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が公布され、内閣府に休眠預金等活用準備室が設置されました。

この法律により、民間公益活動の促進のため、民間の団体が行う次の活動分野に休眠預金を活用することとなります。

- ① 子ども及び若者の支援に係る活動
- ② 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ③ 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

制度の運用開始に先立ち、本法律についてご理解を頂くため、本法律の説明会を開催いたします。新たに指定活用団体となり得る一般財団法人を設立する考えがある方や、資金分配団体になることにご関心のある団体等の皆様におかれましては、是非ご参加頂きますようお願いいたします。

●法律説明会の開催（事前申込制）

1. 日時：① 平成29年2月27日（月）14:00～16:00（大阪会場）
：② 平成29年3月13日（月）14:00～16:00（東京会場）
2. 場所：① 大阪合同庁舎第4号館8階大会議室（大阪府中央区大手前4-1-76）
：② 中央合同庁舎第8号館1階講堂（東京都千代田区永田町1-6-1）
3. 議題（予定）：
 - ・ 本法律の概要について
 - ・ 指定活用団体について
 - ・ 今後のスケジュールについて等

4. 申込：休眠預金等活用準備室ホームページの「参加申込受付フォーム」よりお申し込みください。

(URL) http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/setsumeikai.html

※上記フォームからお申し込みできない場合は、別添「参加登録書」に必要事項をご記入の上、下記担当宛まで、郵送にてお送りください。

(恐れ入りますが、郵送料につきましては、お申込者にてご負担いただきますようお願いいたします。)

5. 申込期日：

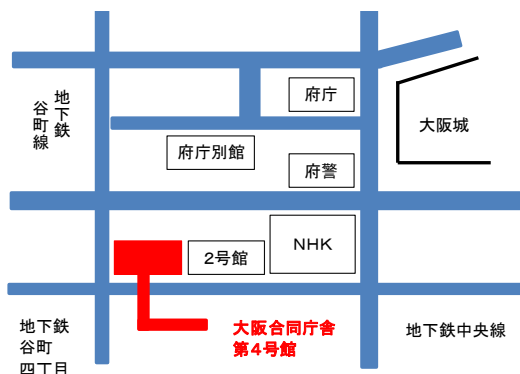
- ① 大阪会場 2月17日(金) 12:00まで(郵送の場合は2月17日(金) 消印有効)
- ② 東京会場 3月3日(金) 12:00まで(郵送の場合は3月3日(金) 消印有効)

6. 備考：会場へのアクセス

- ① 大阪会場：大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館8階大会議室(近畿財務局内)

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅5番出口すぐ



- ② 東京会場：東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館1階講堂

地下鉄丸ノ内線・千代田線 国会議事堂前3番出口から地上へ出て、官邸前の交差点を渡らず左折し、内閣府本府庁舎入口より入館



<お問合せ先>

内閣府休眠預金等活用準備室

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館

電話：03-6257-1516(直通)

FAX：03-6257-0851

担当：小山、井上、中尾